条約

航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年七月二十六日

内閣総理大臣　菅　直人

条約第六号

航空業務に関する日本国と中華人民共和国マカオ特別行政区との間の協定

日本国及び中華人民共和国中央人民政府によってこの協定を締結することについて正当に授権された中華人民共和国マカオ特別行政区（以下「マカオ特別行政区」という。）（以下「両締約者」という。）は、

両締約者の協定地域の間の及び両締約者の協定地域を越えての航空業務を開設し、かつ、運営するために協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈される場合を除くほか、

(a)　「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のために開放された国際民間航空条約をいう。

(b)　「航空当局」とは、日本国にあっては国土交通大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいい、マカオ特別行政区にあってはマカオ特別行政区民航局及び同局が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類する任務を遂行する権限を与えられる人又は機関をいう。

(c)　「指定航空企業」とは、第四条の規定に従い、一方の締約者が他方の締約者に対する通告書により当該通告書に定める路線における航空業務の運営のために指定し、かつ、当該他方の締約者が適当な運営許可を与えた航空企業をいう。

(d)　「協定地域」とは、日本国に関しては、条約第二条に定める領域の意味を有し、マカオ特別行政区に関しては、マカオ半島、タイパ島及びコロアネ島をいう。

(e)　「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」とは、条約第九十六条にそれぞれ定める意味を有する。

(f)　「付表」とは、この協定の付表（第十八条の規定により改正されるものを含む。）をいう。

(g)　「特定路線」とは、付表に定める路線をいう。

(h)　「協定業務」とは、特定路線において運営される航空業務をいう。

(i)　締約者の「法令」とは、当該締約者の協定地域において施行されている法令をいう。

2　付表は、この協定の不可分の一部を成すものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、付表を含むものとする。

第二条

両締約者は、この協定の実施に当たっては、条約の規定（条約第九十条の規定に基づいて採択される附属書及び条約第九十条又は第九十四条の規定に基づく条約又は附属書の改正条項であって両締約者について適用されるものを含む。）が国際航空業務に適用される限度においてこれらの規定に従って行動する。

第三条

一方の締約者は、特に、他方の締約者の指定航空企業が協定業務を開設し、かつ、運営することができるようにするため、当該他方の締約者に対しこの協定に定める権利を許与する。

第四条

1　一方の締約者は、他方の締約者に対し、協定業務を運営することを目的とする一又は二以上の航空企業を文書により指定し、及びその指定を取り消し、又は当該指定を変更する権利を有する。

2　いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基づいて権利を許与された締約者の選択により直ちに又は後日開始することができる。ただし、第十二条の規定に従うことを条件とし、かつ、次のことが行われた後でなければならない。

(a)　権利を許与された締約者が当該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b)　権利を許与する締約者が自己の法令に従い当該航空企業に対して適当な運営許可を与えること。当該締約者は、3及び第八条1の規定が適用される場合を除くほか、遅滞なく運営許可を与えなければならない。

3　一方の締約者が指定する各航空企業は、他方の締約者の航空当局の要求を満たすため、国際航空業務の運営に通常かつ合理的に適用される当該他方の締約者の法令に定める要件を満たすことを示すことが求められる。

第五条

1　一方の締約者の航空企業は、その国際航空業務に関して次の特権を享有する。

(a)　他方の締約者の協定地域を無着陸で横断飛行する特権

(b)　運輸以外の目的で他方の締約者の協定地域に着陸する特権

2　一方の締約者の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定業務を運営する間、国際運輸の対象である旅客、貨物及び郵便物を個別に又は混載で積み卸し、及び積み込むため、他方の締約者の協定地域内における付表に定める当該特定路線上の地点に着陸する特権を享有する。

3　2の規定は、一方の締約者の航空企業に対し、有償又は貸切りで他方の締約者の協定地域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物又は郵便物をその協定地域内において積み込む特権を与えるものとみなしてはならない。

第六条

一方の締約者がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約者の指定航空企業に対して課し、又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、当該一方の締約者の航空企業又はその他の航空企業であって、国際航空業務に従事するものが当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

第七条

1　一方の締約者の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約者の協定地域の上空の飛行中に消費され、又は使用される場合を含め、当該協定地域内において関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

2　一方の締約者の指定航空企業の航空機に他方の締約者の協定地域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、相互主義に基づき、かつ、当該他方の締約者の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

3　一方の締約者の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約者の協定地域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、相互主義に基づき、かつ、当該他方の締約者の規制に従うことを条件として、関税、消費税及び検査手数料並びにこれらに類する租税その他の課徴金を免除される。

第八条

1　一方の締約者は、他方の締約者の指定した航空企業が当該他方の協定地域において設立され、かつ、主たる営業所を有することを示すことができない場合には、当該航空企業につき第五条1及び2に定める特権を与えず、若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

2　一方の締約者は、他方の締約者の指定航空企業が第五条1及び2に定める特権を許与する当該一方の締約者の法令を遵守しなかった場合又はこの協定に定める条件に従った運営をしなかった場合には、当該指定航空企業によるこれらの特権の行使を停止し、又は当該指定航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちに特権の行使を停止し、又は直ちにその行使につき条件を付することが、当該法令に重ねて違反することを防止するために必要である場合又は航空保安若しくは航行の安全上の理由により直ちに措置をとることが第十四条6若しくは第十五条3の規定に従って必要である場合を除くほか、当該他方の締約者と協議した後でなければ行使することができない。

第九条

両締約者の指定航空企業は、両締約者の協定地域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第十条

一方の締約者の指定航空企業による協定業務の運営に当たっては、他方の締約者の指定航空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、当該他方の締約者の指定航空企業の利益が考慮されるものとする。